

債権差押命令申立書

岡 山 地 方 裁 判 所 御 中

☐ 津 山 支 部

平成 年 月 日

収入印紙

申立債権者氏名 _____ ⑩

電 話 _____

F A X _____

当 事 者 }
請 求 債 権 } 別紙目録記載のとおり
差 押 債 権 }

債権者は、債務者（□ら）に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者（□ら）がその支払をしないので、債務者（□ら）が第三債務者（□ら）に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

☐ 第三債務者（□ら）に対して、陳述催告の申立て（民事執行法147条1項）をする。

添 付 書 類

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| ☐ 執行力ある債務名義の正本 | 1 通 |
| ☐ 同送達証明書 | 1 通 |
| ☐ 資格証明書 | 通 |
| ☐ 戸籍謄本 | 通 |
| ☐ 住民票 | 通 |
| ☐ | 通 |

受 付 印			
貼付印紙	円	取扱者	
添付郵券	円	認 印	

当 事 者 目 録		
債 権 者	住 所	〒 - ☐ （債務名義上の住所）
	氏 名 等	
	送達場所	☐ 住所に同じ 〒 -
債 務 者	住 所	〒 - ☐ （債務名義上の住所）
	氏 名 等	
第 三 債 務 者	住 所	〒 -
	氏 名 等	
	送達場所	〒 -

請 求 債 権 目 録

法務局所属公証人 作成の執行力ある平成 年
第 号 契約公正証書の正本に表示された下記金員及び執行
費用

記

1 元 金 金 円

2 遅延損害金 金 円

上記1に対する平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
年 パーセントの割合による遅延損害金

3 執 行 費 用 金 円

(内訳)

本 申 立 手 数 料 金 円

差押命令送達費用及び通知費用 金 円

申立書作成及び提出費用 金 1,000円

執 行 文 付 与 申 立 手 数 料 金 円

送 達 証 明 書 申 請 手 数 料 金 円

資 格 証 明 書 交 付 手 数 料 金 円

以上合計 金 円

☐ なお、債務者は、平成 年 月 日に支払うべき金員の支払を怠り、同
日の経過により期限の利益を喪失した。

☐

差 押 債 権 目 録

金円

ただし、債務者が第三債務者（支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。